



協会ご案内

美しい川、美しい海を守る。



公益社団法人 愛媛県浄化槽協会

1 組織概要について

名 称 公益社団法人 愛媛県浄化槽協会

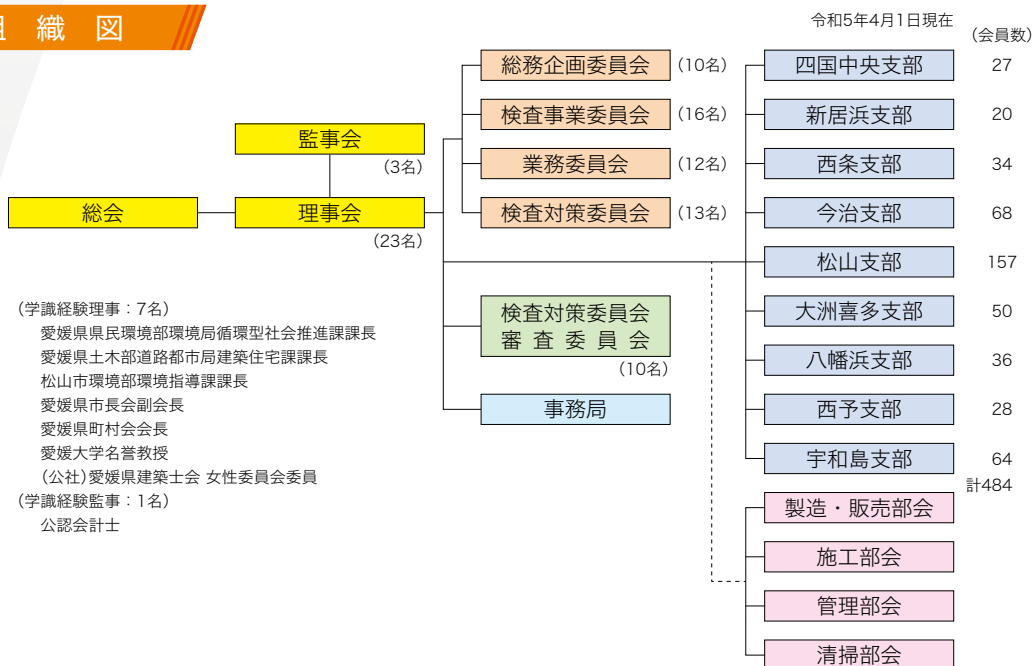
設 立 昭和46年7月30日

公益認定・登記 平成23年3月25日認定、平成23年4月1日登記

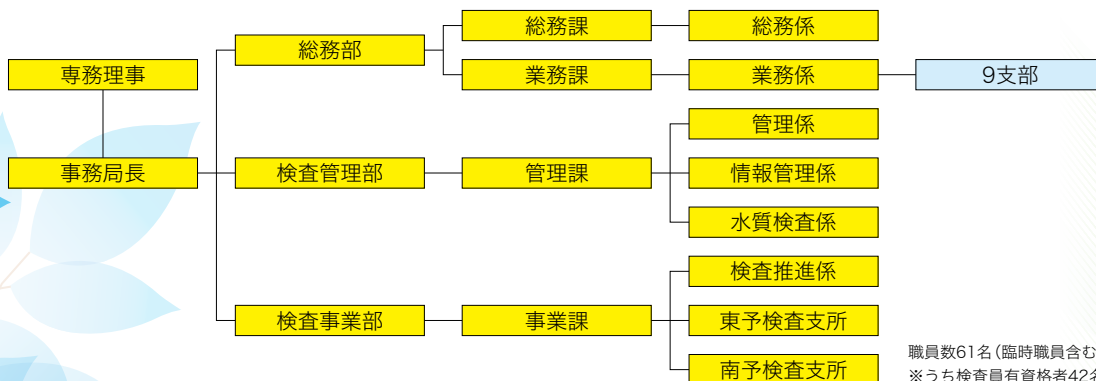
2 事業目的について

当協会は、浄化槽の製造販売・施工・保守点検・清掃業者の4業者が会員となり、浄化槽の普及及び浄化槽法に基づく検査を実施するとともに、浄化槽に関する技術の向上及び知識の普及並びに浄化槽の施工・維持管理の適正化を図るなど、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する事業並びに地域の環境保全と地球温暖化防止に寄与することを目的としています。

組 織 図



事務局組織





協会の事業内容について

■公益目的事業

- 浄化槽法第7条及び第11条に規定する検査事業
- 浄化槽の適正な設置及び維持管理の推進（浄化槽設置届出書等の事前指導）
- 浄化槽の機能保証制度
- 浄化槽の普及活動

■収益・その他事業

- 浄化槽に係る行政機関等からの業務受託
- 浄化槽に関する講習会、研修会の開催
- 浄化槽関係業者及び関係技術者の実態把握と指導育成
- 浄化槽に関する情報の収集、提供
- 関係行政機関及び関係団体との連携
- 水環境保全に係るボランティア活動
- その他この法人の目的を達成するために必要な事業



協会のあゆみについて

- 昭和46年 3月 ㈱愛媛県浄化槽管理センター設立総会
 46年 7月 ㈱愛媛県浄化槽管理センター法人登記
 51年12月 西条管区支部設立
 52年 2月 三島・今治・大洲喜多・八幡浜・東宇和・宇和島支部設立
 52年 2月 浄化槽設置届出の事前指導開始
 54年 3月 新居浜支部設立
 54年 8月 松山支部設立
 56年 1月 厚生大臣の指定検査機関となり、浄化槽の「法定検査」事業を開始（廃棄物処理法）
 60年10月 「浄化槽法」の施行
 60年11月 「浄化槽登録業者指導委託事業」を開始
 61年 4月 愛媛県知事の指定検査機関となり、「法定検査」事業を開始（浄化槽法）
 63年10月 第2回「全国浄化槽大会」において「環境庁水質保全局長表彰」を受賞
 平成 2年11月 BOD分析業務を開始
 3年 5月 「法人設立20周年記念式典」を開催
 3年10月 「第5回全国浄化槽技術研究集会」を松山市で開催(参加者1,206名)
 5年 7月 「小型合併処理浄化槽機能保証制度」を導入
 11年 6月 松山市委託「合併処理浄化槽設置整備事業に係る確認事業」を開始
 12年 2月 「全浄連法人許可20周年記念式典」において「厚生大臣表彰」を受賞
 13年 4月 「改正浄化槽法」施行（単独処理浄化槽 原則新設禁止）
 13年 5月 「法人設立30周年記念式典」を開催
 15年 4月 一括契約（保守点検・清掃・法定検査）のモデル事業開始
 16年 6月 「浄化槽タウンミーティング愛媛」を松山市で開催
 17年 4月 支部名称、管轄区域の変更 三島支部→四国中央支部、西条管区支部→西条支部、東宇和支部→西予支部
 19年11月 松山市辻町へ事務所移転
 22年 6月 社団法人 愛媛県浄化槽協会へ法人名変更
 23年 4月 公益社団法人として事業開始
 23年 5月 「法人設立40周年記念式典」を開催
 25年 2月 愛媛県と「災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する協力協定」を締結
 27年 3月 愛媛県知事から「愛媛県地球温暖化防止活動推進センター」の指定
 27年 8月 協会本部別館（会議室棟）の落成
 29年 5月 協会徽章及び協会旗を作成
 令和 3年11月 「法人設立50周年記念式典」を開催
 4年10月 「第36回全国浄化槽技術研究集会」を松山市で開催（参加者563名）

5

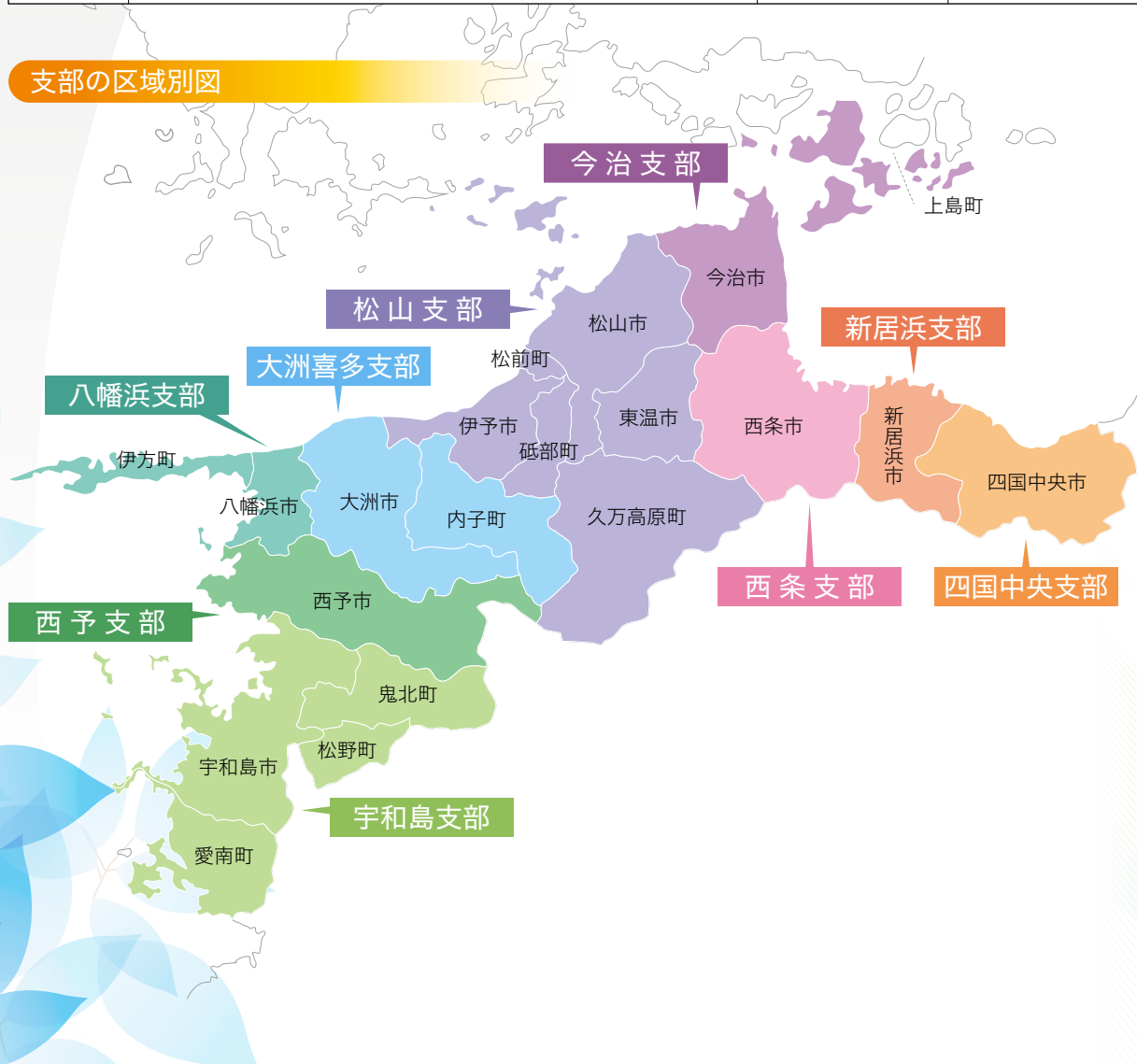
支部概要について

支部では浄化槽設置（計画・届出）書の事前指導や機能保証制度の受付、設置者相談などの業務を行っています。

所在地

支部名	住 所	電話番号	FAX
四国中央	〒799-0113 四国中央市妻鳥町1338-3 (有)仙波水道工業内	(0896) 58-0966	(0896) 58-0569
新居浜	〒792-0001 新居浜市惣開町2-7	(0897) 33-9154	(0897) 33-9158
西 条	〒799-1354 西条市北条1622-2 東予・周桑管工事業協同組合内	(0898) 65-5549	(0898) 65-5559
今 治	〒794-8502 今治市旭町1丁目4-9 今治保健所内	(0898) 33-0023	(0898) 32-3457
松 山	〒790-0063 愛媛県松山市辻町2-31	(089) 925-2826	(089) 925-2890
大洲喜多	〒795-0064 大洲市東大洲23 コスモポリタン中野No.2 2階	(0893) 24-7199	(0893) 24-1299
八 幡 浜	〒796-0292 八幡浜市保内町宮内1-260 八幡浜市役所保内庁舎内	(0894) 36-1551	(0894) 36-1552
西 予	〒797-0013 西予市宇和町稲生38-1	(0894) 62-3255	(0894) 62-3326
宇 和 島	〒798-8511 宇和島市天神町7-1 宇和島保健所内	(0895) 25-7561	(0895) 25-7572

支部の区域別図





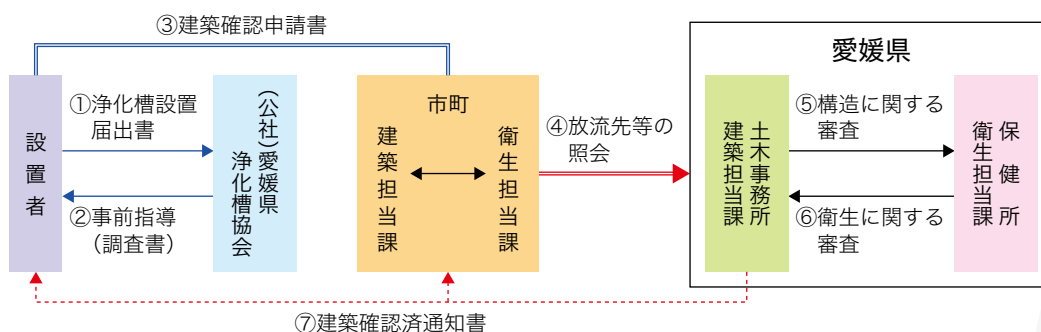
浄化槽設置（計画・届出）書 事前指導について

協会では、「愛媛県浄化槽取扱指導要綱」第6（1）（2）に基づき、浄化槽の設置（構造または規模の変更を含む。）計画・届出書の事前指導を行っております。

手続きフロー

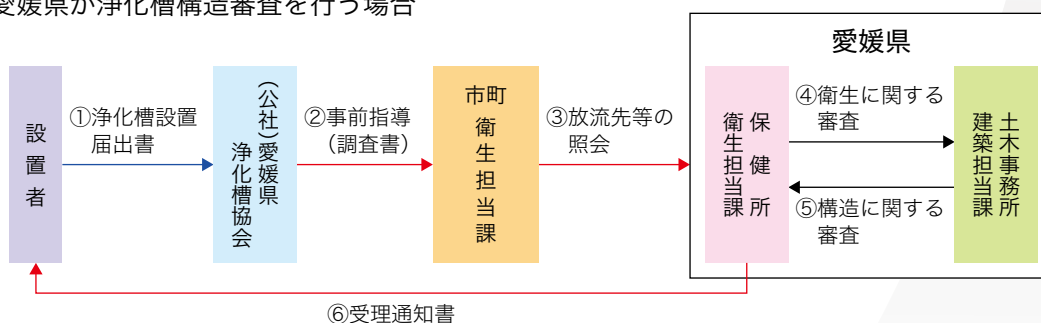
- ・ 建築基準法第6条の1に基づく建築確認申請に浄化槽設置計画書を添付する場合

『例』愛媛県が建築確認を行う場合

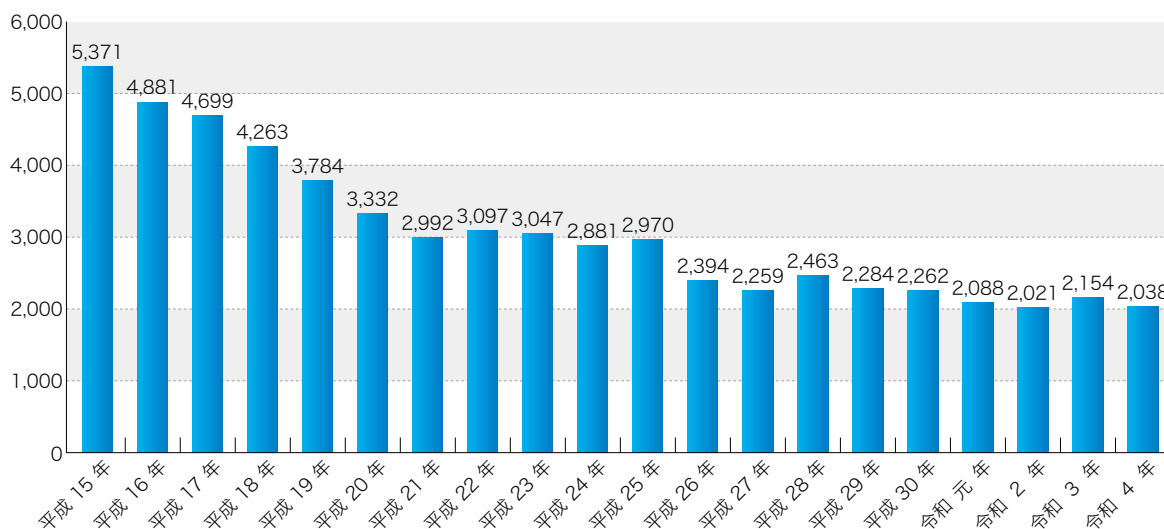


- ・ 浄化槽法第5条1項（届出）による場合

『例』愛媛県が浄化槽構造審査を行う場合



年度別新設浄化槽基数





浄化槽法定検査について

浄化槽管理者の義務として、浄化槽の水質に関する検査を受けなければならないことが法律で規定されています。【浄化槽法第7条第1項・第11条第1項】

検査の種類

- 7条検査：浄化槽が適正に設置され、かつ浄化槽が本来の機能を発揮しているか否かを早い時期（使用開始後3か月後から5か月の間）に確認する検査です。
- 11条検査：浄化槽の保守点検、清掃が適正に実施され浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを定期的、継続的に判断する検査です。

7条・11条検査は、外観検査、水質検査、書類検査の各項目をチェックし総合的に勘案し判定いたします。

指定検査機関について

「指定検査機関」とは、都道府県知事が浄化槽法に基づいて指定した検査機関のことです。

浄化槽が適正に設置され、かつ、適正な維持管理が行われているか否かのチェックを公平中立的な立場で行います。

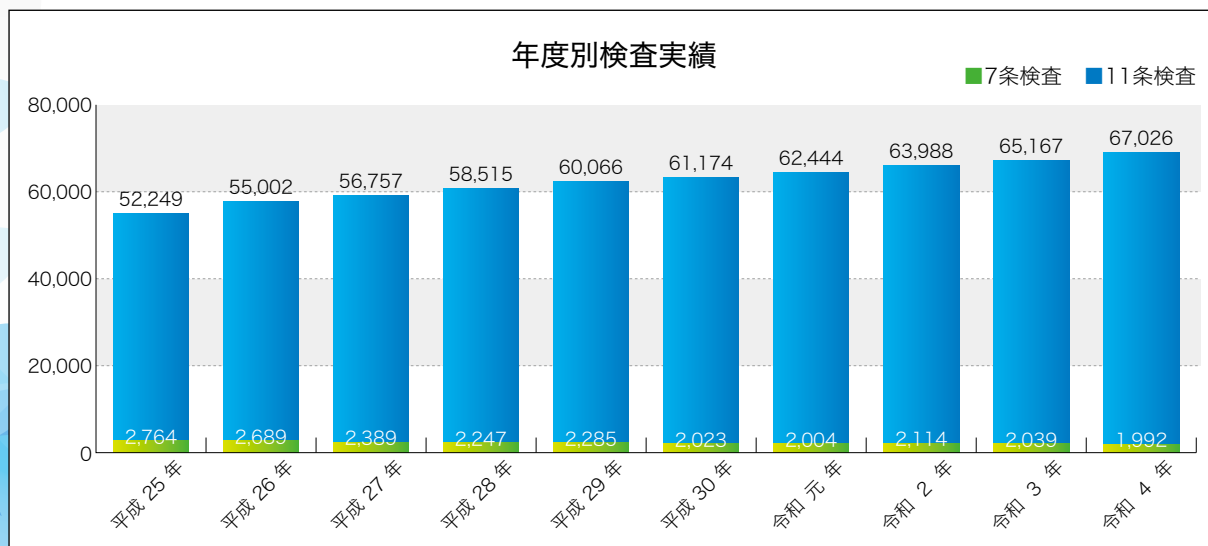
愛媛県においては、公益社団法人 愛媛県浄化槽協会が愛媛県知事の指定を受け、法定検査業務を行っています。



現地検査



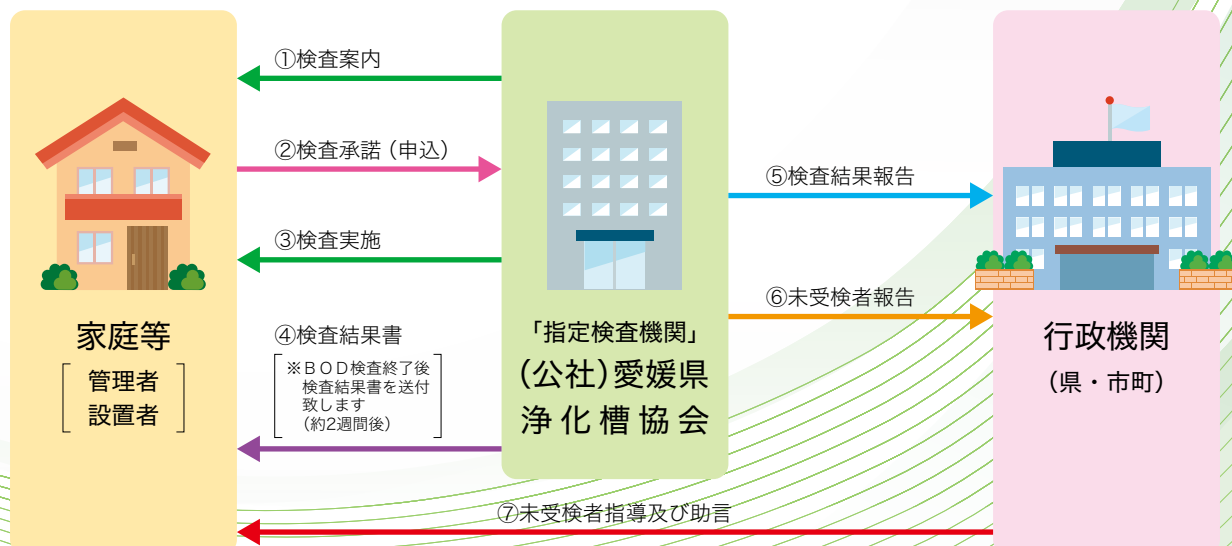
水質検査室



法定検査の内容について

	「浄化槽設置後の水質検査」(7条)	「定期検査」(11条)
検査の時期	使用開始後3か月経過してから5か月以内に実施	年に1回
外 観 検 査	設置状況 設備稼動状況 水の流れ方の状況 使用の状況 悪臭の発生状況 消毒の実施状況 か、はえ等の発生状況	設置状況 設備稼動状況 水の流れ方の状況 使用の状況 悪臭の発生状況 消毒の実施状況 か、はえ等の発生状況
水 質 検 査	水素イオン濃度指数 (pH) 汚泥沈殿率 溶存酸素量 透視度 塩化物イオン濃度 残留塩素濃度 生物化学的酸素要求量 (BOD)	水素イオン濃度指数 (pH) 溶存酸素量 透視度 残留塩素濃度 生物化学的酸素要求量 (BOD)
書 類 検 査	使用開始直前に行った保守点検の記録等を参考とし、適正に設置されているか否か等について検査を実施	保存されている保守点検と清掃の記録、前回検査の記録等を参考とし、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かについて検査を実施

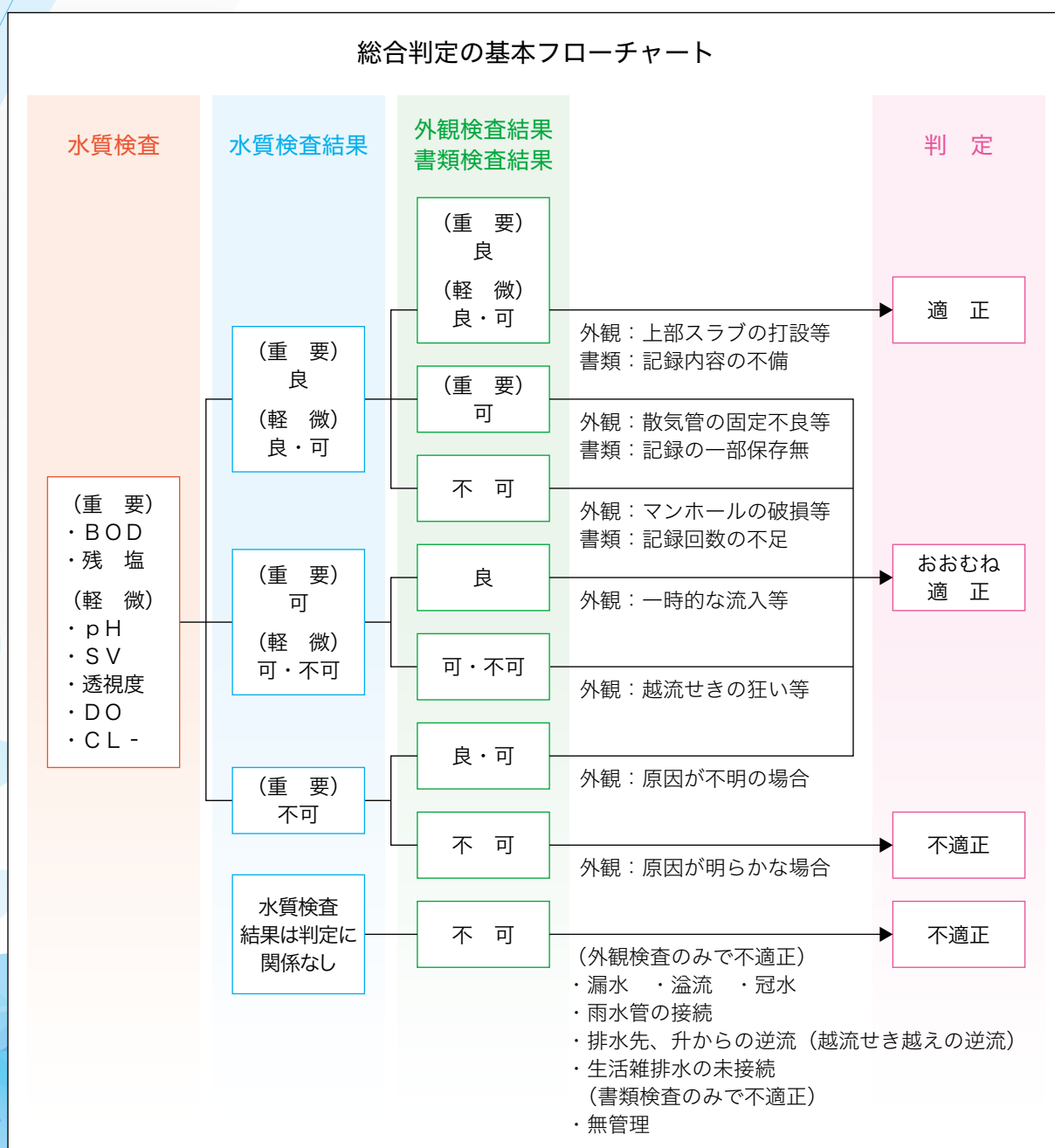
法定検査業務の流れについて



BODの判断方法

処理方式	処理性能	良	可	不可
単独処理	90mg/L 以下	90mg/L 以下	90mg/L 超 120mg/L 以下	120mg/L 超
合併処理	60mg/L 以下 30mg/L 以下 20mg/L 以下	60mg/L 以下 30mg/L 以下 20mg/L 以下	60mg/L 超 80mg/L 以下 30mg/L 超 40mg/L 以下 20mg/L 超 30mg/L 以下	80mg/L 超 40mg/L 超 30mg/L 超

総合判定の基本フローチャート





浄化槽の機能保証制度について

浄化槽について、その機能に異常があると判定された場合に、設置者保護の観点から、一般社団法人全国浄化槽団体連合会（以下「全浄連」という。）及びその正会員である団体（以下「会員団体」という。）が必要に応じた措置を講ずる制度を設けることにより、浄化槽に対する信頼を確保することを目的とする。

■保証制度の対象となる機能異常

- ①全国浄化槽推進市町村協議会が定める「浄化槽設置整備事業に係る浄化槽登録要領」に基づき登録された、新設される5人槽～10人槽以下の浄化槽であること。
- ②全浄連へ当協会を通じ保証のための登録を行ったもの
※浄化槽に接続する流入管、放流管を含む配管設備並びにその附帯設備を含まない。

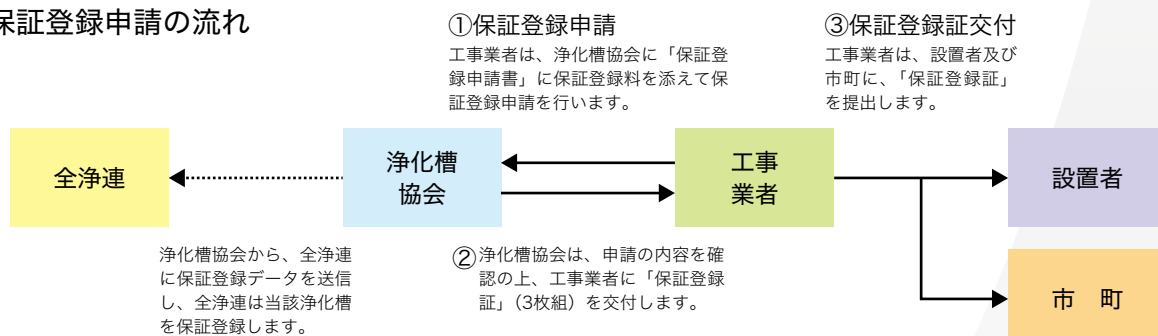
■保証制度の期間

槽 本 体 ：使用開始日より10年間
駆動部分・散気管：使用開始日より1年間

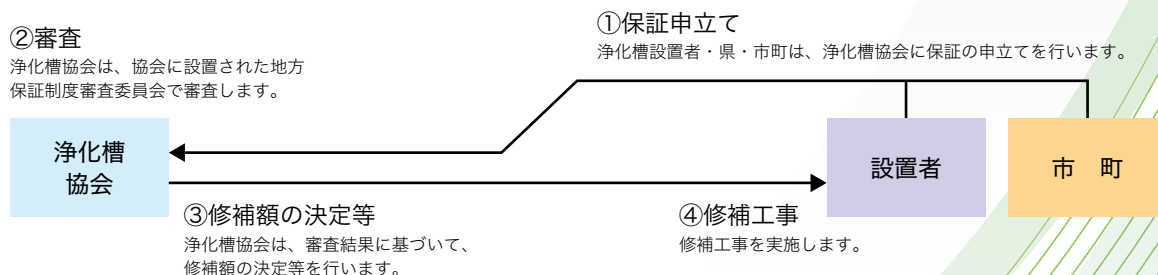
手続きフロー

平成5年7月1日から事業開始

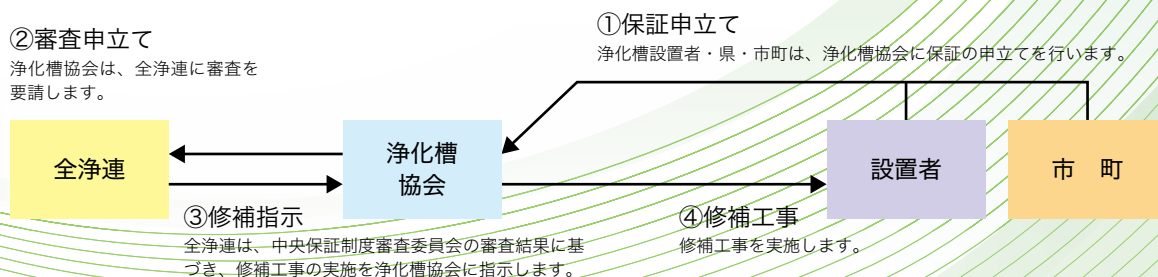
■保証登録申請の流れ



■修補工事金額が50万円以下の場合



■修補工事金額が50万円を超える場合



9

浄化槽普及啓発活動について

より多くの方に浄化槽の良さをアピールするために行政機関等が主催する浄化槽の普及啓発事業に積極的に参加しています。



西予市「自治体への要請訪問」



大洲市「530運動」



八幡浜市「やわたはま産業まつり」



西予市「西予市応援フェスタ」

10

機関誌「えひめの浄化そう」・ホームページについて

昭和55年9月から会員ならびに関係機関に対して、機関活動および浄化槽の最新情報を提供するために「えひめの浄化そう」を発刊するとともに、平成17年5月からホームページを開設しています。



11

ボランティア活動について



伊方町塩成海岸で海岸清掃



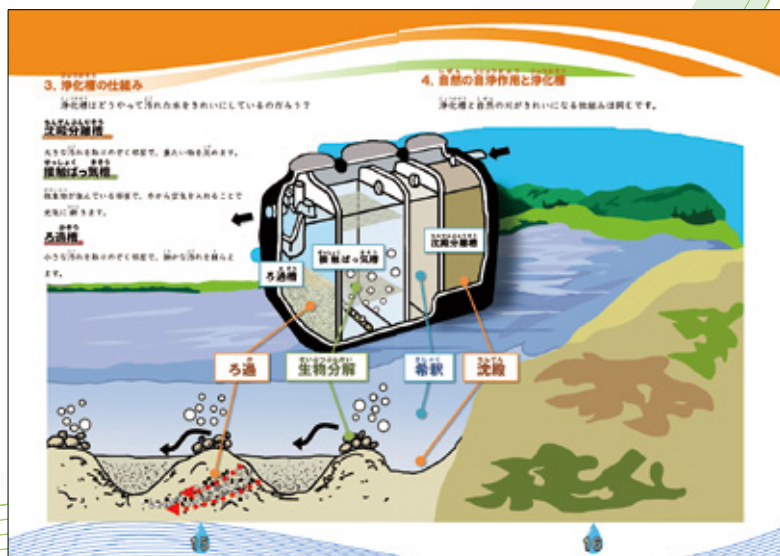
松山市「石手川ダム上流域の河川等清掃」

12 環境学習について

平成25年度から「環境学習」授業を県内小中学校等にて実施しています。一人でも多くの子供たちに、水環境に関する知識や水の大切さを理解してもらいたいと思っています。



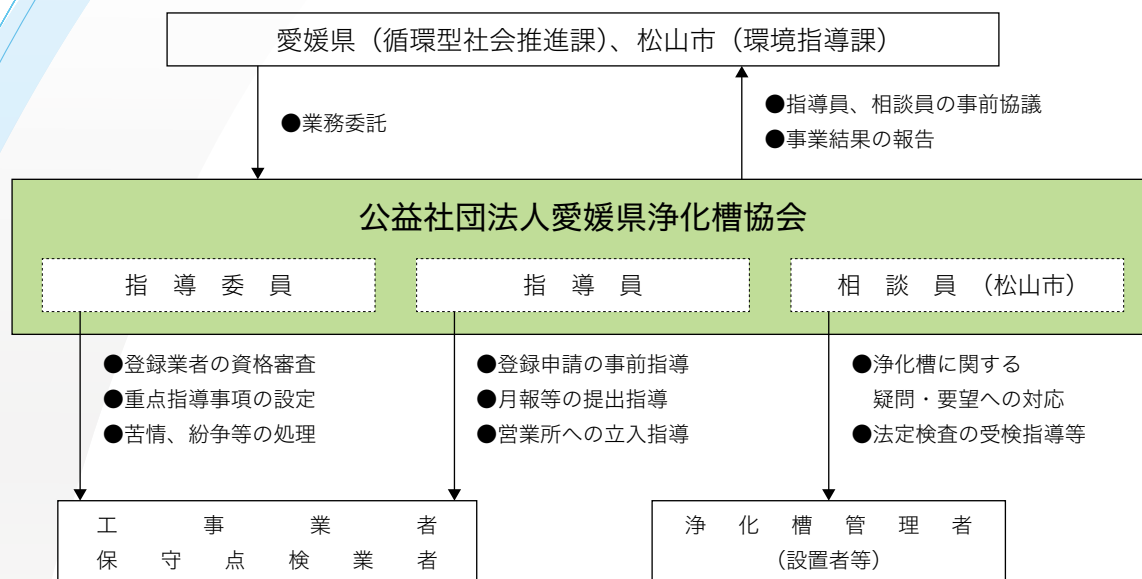
■環境学習で使用するオリジナル小冊子



昭和60年11月から、「愛媛県浄化槽取扱指導要綱」に基づき、浄化槽工事業者および保守点検業者の登録業務に関し、登録手続等の事前指導および登録後における土木事務所・保健所等の行う指導の補完的役割を目的として、登録等の指導に関する委員会を設置するとともに、会員による指導員制度を設け、登録業者の自主管理指導を行っております。

松山市においては、平成10年度から松山市保健所の設置に伴い、保守点検業者の登録等指導委託事業を受託し、指導を行っております。

事業フロー



※松山市は保守点検業者のみ

業者別会員数

令和6年1月1日現在

支部名	会員数	工事			保守点検		製造販売	清掃
		登録	特例	計	愛媛県	松山市		
四国中央	27	1	17	18	5	1		5
新居浜	20	2	15	17	3		2	3
西条	34	4	15	19	8			8
今治	66	5	22	27	10	2		10
松山	160	15	44	59	21	70	13	21
大洲喜多	50	7	95	102	9			9
八幡浜	34	3	25	28	5			5
西予	28	5	20	25	4			4
宇和島	65	16	12	28	20			20
合計	484	58	265	323	85	73	15	85

（備考）業者別会員数は重複あり

14 浄化槽に関する講習会、研修会について

「愛媛県浄化槽取扱指導要綱」に基づき、浄化槽設備士・管理士の養成を行うため、資格取得講習会等を開催しています。

また、関係業者の技術・知識の向上を図るため「浄化槽技術研修会」を毎年、開催しています。



年度・開催日	研 修 内 容	講 師
平成30年度 平成31年2月6日	○二酸化炭素排出抑制事業費等補助金（省エネ型浄化槽システム導入推進事業）について	（一社）全国浄化槽団体連合会
	○接触ばっ気方式を活性汚泥法様式に運転変更した高負荷流入対策の実例について	（公社）徳島県環境技術センター
令和元年度 令和2年2月18日	○改正浄化槽法について	環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進
	○二酸化炭素排出抑制事業費等補助金（省エネ型浄化槽システム導入推進事業）について	（一社）全国浄化槽団体連合会
令和4年度 令和5年2月21日	○浄化槽の施工について	（公財）日本環境整備教育センター

※令和2年度・3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から開催中止

15 確認検査業務について

浄化槽専門機関としての知識を活かし、国庫補助事業で設置される合併処理浄化槽の完了検査等を松山市の委託により実施しています。



事業内容

事業名	転換等の事前状況確認	据付工事確認	機能等の確認
業務内容	1 建築物の種類、規模の確認（設置届出との照合） 2 放流先の状況確認 3 単独処理浄化槽または汲取り便所の設置確認 4 使用人数（BOD負荷関係）	1 浄化槽の据付状況（水平等の狂い等）の確認 2 浄化槽設置場所の確認（設置届出との照合） 3 人槽、型式等の確認 4 放流先との勾配（逆流防止）の確認	1 浄化槽設置状況（スラブの打設等の）確認 2 流入・排水管の接続状況の確認 3 浄化槽付属機器（プロア等）および稼働状況の確認 4 設置状況等による不備がある場合の再確認

16

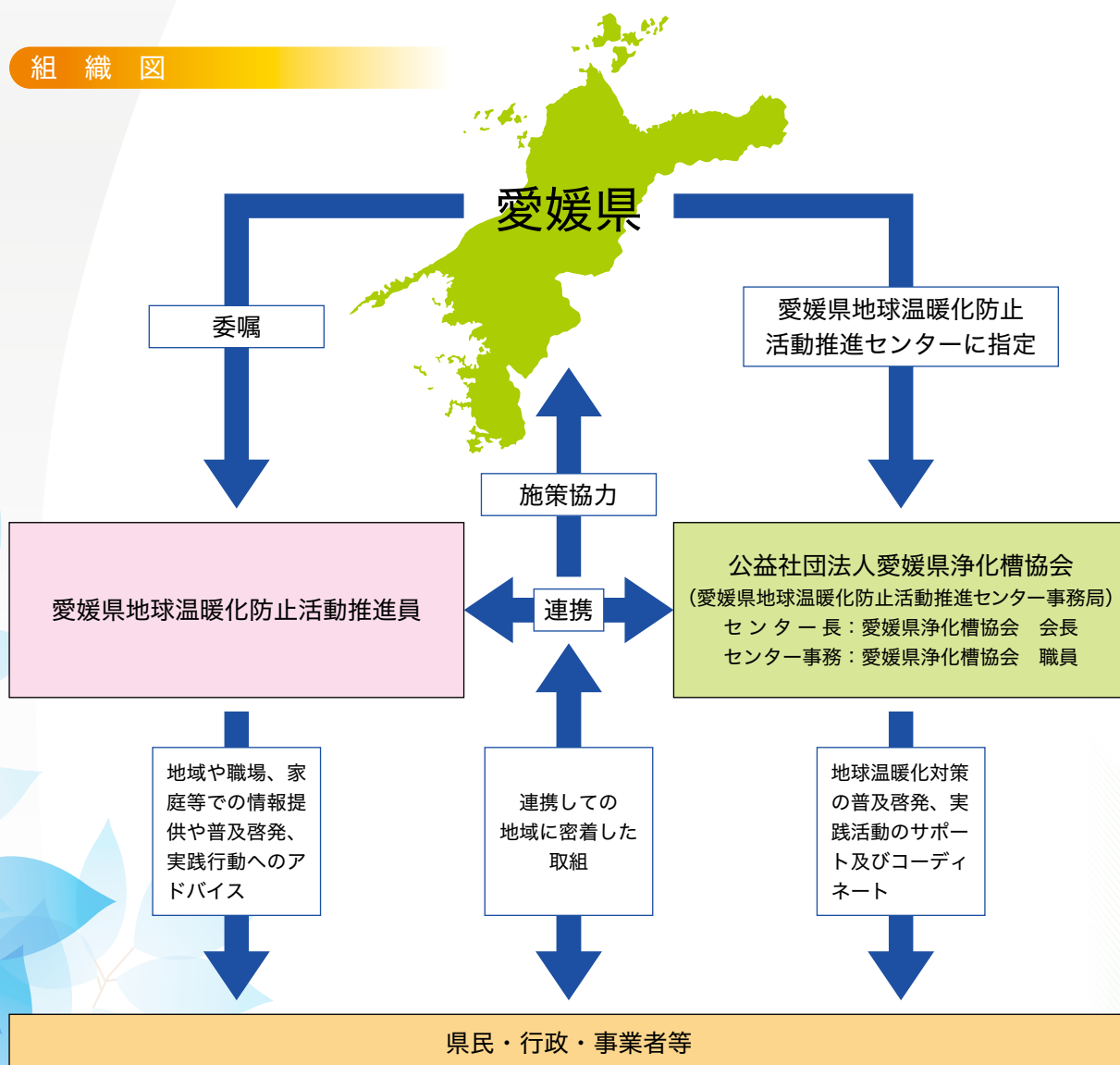
愛媛県地球温暖化防止活動推進センターについて

2020年10月、2050年に温室効果ガスの排出を実質“ゼロ”にする「脱炭素社会」を目指すことを国が宣言しました。そのため、2030年度に2013年度比46%（家庭部門では66%）削減の温室効果ガスの削減、さらには、自治体、企業、団体等と連携し、「新しい豊かな暮らし」の実現に向けた国民の行動変容、ライフスタイル変換のうねりやムーブメントを起こしていく「社会実装型」の取組が求められています。

公益社団法人愛媛県浄化槽協会は、平成27年3月20日に愛媛県知事から「愛媛県地球温暖化防止活動推進センター」の指定を受け、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、愛媛県唯一の温暖化防止活動の推進拠点として、県民・行政・事業者等への地球温暖化対策の普及啓発や実践活動のサポート及びコーディネートを行うほか、県内の関係主体とのパートナーシップを図り、地域に密着した取組を行っています。



組織図



事業内容

- ①地域における地球温暖化対策に関する情報収集及び広報・啓発活動
- ②地域地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化防止活動を行う民間団体に対する研修、助言等の活動支援
- ③日常生活に関する温室効果ガスの排出の削減等のための照会・相談・助言
- ④温室効果ガスの排出実態の把握及び情報・資料の分析
- ⑤指定団体等への施策協力
- ⑥連絡調整会議の設置及び運営



17 機関誌「ECCCA通信 エコするけん」・ホームページについて

脱炭素社会の実現に向けて、センター事業や県内の関係主体である地元企業や団体、自治体及び地球温暖化防止活動推進員の取り組みや活動をホームページや機関誌「ECCCA通信 エコするけん」（年1回発行）で紹介しています。





本館



本館正面玄関



会議室等(別館)



公益社団法人 愛媛県浄化槽協会 愛媛県地球温暖化防止活動推進センター

〒790-0063 愛媛県松山市辻町 2 番 31 号
TEL.089-925-2661 FAX.089-925-2654
<http://www.e-jyoukasou.com/>

東予検査支所

〒799-1354 西条市北条 1622-2 東予・周桑管工事業協同組合
TEL.0898-64-5802 FAX.0898-35-4117

南予検査支所

〒797-0013 西予市宇和町稲生 38-1 西予支部内
TEL.0894-62-3255 FAX.0894-62-3326

